



撮影者：株式会社浦野設計 浦野三男様



◆ 暑中お見舞い申し上げます ◆



今年もまた猛暑が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

ソチオリンピックでの各選手の演技に魅了され、サッカーワールドカップで日本代表の応援に声を枯らしているうちに、いつの間にひまわりが咲き乱れる季節となっていました。

さて、弁護士バッジがひまわりの花をかたどったものであることが近年一般的にも知られてきました。ひまわりの花言葉は「私はあなただけを見つめている」、「熱愛」、などがあるそうです。ただ、残念ながらこのようなロマンチックな意味で弁護士バッジにひまわりの花が使われたわけではありません。弁護士バッジは、ひまわりの花の中央に天秤が描かれていますが、これらは「ひまわりは自由と正義の象徴であり、天秤は公正・平等を示している。弁護士の仕事のモットーを表しているものである。」とされています。

最近、政治の世界においては、消費税増税が実施され、集団的自衛権の行使容認に関する議論が白熱するなど様々な変化が起こっていますが、司法の世界でも、いわゆる袴田事件の再審開始や大飯原発の差止判決など大きな変化が起こっています。

社会情勢が変化するのはやむを得ないものではありますが、当事務所としては、どのような変化であれ柔軟に対応し、「自由、正義、公平、平等」という弁護士のモットーを胸に、ひまわりのように明るく力強いリーガルサービスの提供に努めてまいります。

時節柄ご自愛下さい。



石原総合法律事務所
所長弁護士 石原 真二



副所長弁護士 秋田 勝彦

司法修習生の指導弁護士を初めて体験しました。

30年も経つと司法修習生だった時のことはほとんど覚えておらず、私にとって新鮮な経験でした。白井君は真面目な修習生で、法律の基礎知識も十分持っていました。ただ、事実を整理して法的に必要な部分を抽出する作業はまだ不慣れな様子で、私にとって今では当たり前のことも、実は長年弁護士をすることにより培われた部分が大いことに気づかされました。

事実を整理し、証拠との関係をチェックしていくことは、事件をこなしていくことによってしか修得できないのでしょうか。

白井君が、今後弁護士として一つ一つの事件に真面目に取り組み、早く一人前の弁護士になることを願っています。



白井 修習生

石原総合法律事務所での弁護士修習の思い出

歴史を感じる2か月であった。直接には秋田先生(36期)に指導していただいたが、秋田先生は事務所の大ボスである金三先生(3期)のもとで経験を積まれているという意味では、間接には金三先生の影響も受けたといえる。

30年後には、秋田先生がそうであったように、修習生を指導できるほどの弁護士に成長することをもって、秋田先生への御礼としたい。単に恩恵を受けただけでは終われない。先達からの恩恵に感謝しつつ、より良き弁護士を追求したい。

Service

当事務所では、顧問の皆様に対し、以下のリーガルサービスを提供しております。未だ顧問契約を締結していない場合であってもご相談に応じます。ご興味をもたれたら、遠慮なく当事務所(事務局 木村)までお問い合わせください。

■ 御社で法律相談を行います

事件の相談を受けると、なぜもっと早期に相談してくれなかったのかという思いに駆られることがよくあります。そこで、ご希望される企業に対しては、定期的に当事務所の弁護士が出かけ、法律相談を実施いたします。

また、この法律相談の機会を、福利厚生の一つとして、従業員が個人的な法律問題を無料で相談できる場にしていただいても構いません。

弁護士は全ての問題を解決できるわけではありませんが、弁護士であれば解決できる問題は確かにあります。我々をご活用ください。

■ 従業員向けセミナー等の開催

色々な場で弁護士による法律セミナーが開催されておりますが、各企業がその時々で直面する法律問題は、業種や規模などによって異なります。

当事務所では、これまでも個々の企業からのご依頼で、弁護士が講師となって従業員向けのセミナーを開催しておりますが、顧問契約を締結している企業からご希望があれば、初回に限り、基本的に無償でそのようなセミナーを開催させていただきます(なお、交通費はいただく場合があります)。

従業員に対する研修の一貫としてご活用いただければ幸いです。

石原総合法律事務所

愛知県名古屋市中区錦2-15-15 豊島ビル10階
TEL:052-204-1001 FAX:052-204-1002
MAIL:mail@ishihara-lawoffice.com
営業時間:9:00~18:00 休業日:土・日・祝
※当ビル地下2階に、無料駐車場(2台分)有り。他、近隣に有料パーキング有り

最寄駅

地下鉄東山線 伏見駅1番出口徒歩3分
地下鉄ご利用の方は、東山線・鶴舞線伏見駅北改札口を出て、1番出口をご利用下さい。
なお、平日7:30から20:30までは、地下鉄東山線栄方面藤が丘行きホームの東改札口から伏見地下街を通り、C出口を出ていただければ、豊島ビル前にすることができます。

事務所からの
お知らせ

事務所の夏期休暇は、8月13日(水)から8月15日(金)までで、8月18日(月)から平常通り業務いたします。

